

## 指定及び解除

### 1 指定及び解除の内容

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の第1項に規定する港湾隣接地域を別図のとおり指定及び解除する。

### 2 指定及び解除の理由

埋立のしゅん功に伴い、新たに造成された港湾区域に隣接する土地に港湾隣接地域を指定するとともに、港湾区域に隣接しなくなった地域について指定を解除するものである。

### 3 指定及び解除する地域（別図のとおり。）

#### (1) 指定する箇所

ア 大井ふ頭その1・その2間埋立地（大田区東海三丁目3番から同所六丁目3番を経て、同区城南島六丁目から同所七丁目1番に至る地先）  
（別図朱色標示の部分）

イ 中央区晴海四丁目地先埋立地（中央区晴海四丁目3番を経て同所五丁目4番の地先）  
（別図朱色標示の部分）

#### (2) 解除する箇所

（別図緑色標示の部分）

### 東京港港湾隣接地域の指定及び解除

